

(第一類 第二号)

第一百六十一回国会 法務委員会 議録 第十一号

(一一四)

平成十六年十一月二十四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

塩崎 恭久君

理事

園田 博之君

理事

西田 猛君

理事

津川 祥吾君

理事

山内 おさむ君

理事

井上 信治君

理事

左藤 章君

理事

柴山 昌彦君

理事

早川 忠孝君

理事

三原 朝彦君

理事

森山 真弓君

理事

柳本 卓治君

理事

市村浩一郎君

理事

鎌田さゆり君

理事

佐々木秀典君

理事

島田 久君

理事

津村 啓介君

理事

江田 康幸君

理事

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

最高裁判所事務総局人事局

政府参考人

(司法制度改革推進本部事務局長)

政府参考人

(総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)

政府参考人

(総務省総合通信基盤局電波部長)

政府参考人

法務委員会専門員

小菅 修一君

委員の異動

十一月二十四日

辞任

島田 久君

島田 啓介君

津村 啓介君

河村たかし君

本日、最高裁判所事務総局山崎人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○塩崎委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷公一君。

○谷委員 昨年、初めて当選いたしました、先月より法務委員会に属している谷でございます。

長年、地方行政の仕事をしてきたわけでございまが、司法につきましては、尊敬すべきたくさんの方なり同僚の方に知識、識見など比べようもございませんが、せっかくの機会でございままでの、裁判所法の一部を改正する法律案について、また、それと関連する法曹養成の制度全体について、素人といいますか国民の目から見て、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほど、南野大臣の方から提案理由の説明があつたわけでございます。現行法では、司法修習生に対し国が給与を支給しているところでございますけれども、その制度をやめて、これからは支給をしない、しかしながら、司法修習生が希望をすれば、修習に専念できるようにお金を無利息で貸してあげましょう。このように、給費制から貸与制に変わるというのが今回の法改正の骨子、ポイントといいますか要諦であろうと理解しているわけでございますが、なぜ変えるのか、今の制度にどこに不都合があるのかということについて、私の頭の中で十分理解できていらないというのが正直なところでございます。

なぜ変えるのか、まず南野大臣に、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○南野国務大臣 お答え申し上げます。

法曹の質、量ともに充実させるためというのが一番大きな目的ではございますが、司法修習生の大幅な増加が求められております。また、このた

びの司法制度改革を実現していくに当たりましては、国民の負担を伴うことについてその理解を得ていく、そのような必要が出でまいります。

このような状況にかんがみますと、今後もさらに国民の負担をふやして給費制を維持することにあります。谷公一君。

○谷委員 そこで、司法修習生が修習に専念できる環境を確保しながら、給費制を貸与制に切りかえる必要があるというふうに考えております。

と考えております。そこで、司法修習生が修習に専念できる環境を確保しながら、給費制を貸与制に切りかえる必要があるというふうに考えております。

○谷委員 今回の司法制度改革の目的は、国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法の実現を目指すということであろうかと思いますが、確かに、司法ネットの整備であるとか、裁判員制度の導入であるとか、法科大学院の設立などで大きな財政負担が生じるということは事実であろうかと

思いますが、何か財政上の理由がやや強調されているというのか強調され過ぎるというのか、司法制度改革推進本部の事務局長である山崎さんの方に、この点についてどうですか、この理由について。

○山崎政府参考人 ただいま大臣の方からも御答弁ございました。全体の趣旨はそのとおりでござりますけれども、私が考えているところを若干申し上げたいというふうに思います。

まず、今回、改革審議会の方で、法曹人口を大幅にふやしていこう、こういう政策を決めているわけでござります。それに伴いまして、それを実現するためにはどういうシステムが必要かというところから、新しい法曹養成制度が構築されて、順次その案が成立しているわけでございますけれども、いわば法科大学院と司法試験と司法修習、この三つを連携して、これからふえていく修習生を質を落とさずに育てていこう、こういう政策をとったわけでございます。

これに関しましても、それなりの財政負担が当然伴うものでございます。これ以外に、先ほど御指摘ございましたように、裁判員制度あるいは司法ネット等、本当に、これを実現していくために

はそれなりの資金が必要になつてくるわけでございます。

これにつきましては、まさに税金を使わせていただくことになるわけでございまして、国民の負担という問題があるわけでございます。この国民の負担につきまして、やはり国民の方々の理解を得なければならないだろうということでおざいます。

その理解を得るという点につきましては、我々としても、お願いするものはお願いする、しかし、自分たちで努力できるものは努力してそこを合理化していく、こういう姿勢が大事であると

いうことになるわけでございます。

そういう点から考えた場合に、この給費制度の問題につきましては、これは戦後間もなくの創設

問題につきましては、これは戦後間もなくの創設当初に比較して、修習生が大幅に増加するということが、給費制を支給するのは、現行法上かなり異例の制度であるという点から、給費制を維持することについてもさまざまな批判もございました。

このような状況を総合的に我々としては勘案いたしまして、給費制を維持することについて、國民の理解を得ることはもう現状では困難であると

いうことでございます。そういう点を考えて貸与制に移行するということにしたるものでございま

ですから、最後にまとめて言えば、単に財政事情が厳しいからというだけではなくて、やはり、この点につきましては、給費制をとつております。ただ、この点につきましては、給費制をとつておりますけれども、これは州ごとの制度になつていて、給与を減額したというふうにも聞いておられます。

また、韓国でございますけれども、韓国も給費

制をとつております。ただ、この点につきましては、修習生の増加に伴いまして、給与を通常の国家公務員の職給と切り離して減額をした、こうい

う状況にあるというふうに聞いております。

○谷委員 同じような一定期間司法修習生として義務づけている国はドイツ、韓国ということですから、最後にまとめて言えば、単に財政事務

にはそれなりの合理的な理由があつたけれども、社会の大きな変化、それから司法制度改革、そういう中で、従来の制度をそのまま維持するといふことについては国民の理解がなかなか得られないという御答弁ではなかつたかと思います。

ただ、そうすると、少し観点を変えまして、司法制度を支える法曹のあり方とすることにつきましては、司法の制度が国によつてさまざまであるように、その国の歴史とか文化とか国民性とか、そういうものに深く根差しているように思ひます。

アメリカ合衆国、アメリカは司法試験合格者はすぐに弁護士などになれるというふうに理解しているわけございますけれども、我が国日本のようないつたものに深く根差しているように思ひます。

アメリカ合衆国、アメリカは司法試験合格者はすぐに弁護士などになれるというふうに理解して

いるわけございますけれども、我が国日本のようないつたものに深く根差しているように思ひます。

アメリカ合衆国、アメリカは司法試験合格者はすぐに弁護士などになれるというふうに理解して

いるわけございますけれども、我が国日本のようないつたものに深く根差しているように思ひます。

アメリカ合衆国、アメリカは司法試験合格者は

すぐに弁護士などになれるというふうに理解して

か。何か非常に、やや中途半端な感じもしないで

もないんですけど、どうでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに、御指摘のとおり、ロースクールプラス研修、これを持つている国

は、今のところ私たちも承知はしていないところ

でございます。

○谷委員 なかなか、制度を変えるときに、全く白紙の状態ではなくて、今の制度を前提にしてなおかつ国民の理解を得ながら変えるということ

で、難しいところはあるうかと思いますけれども、なかなかそれぞれ、アメリカ型に徹するわけ

でもなく、かといってドイツ型に徹するというこ

とでもないということで、よりよい制度に根づく

ように期待しているところでございます。

少し質問を変えます。

現在、司法修習生に給与が支払われているわけ

でございますけれども、どの程度の額が支払われ

ているのですか。これは一律ですか、それとも年

齢、扶養家族によって差を設けているのか、お尋

ねしたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 現在、司法修習生

に対しましては給与が支給されておりまして、こ

れは一人当たり月額二十万二千九百円という金額

でございます。これは当然一律でございますが、

そのほかに、一般職の公務員の例に準じまして諸

手当が支払われるということになつております。

この点につきましては、例えば扶養手当ですか

住居手当といつたものがございまして、これはそ

れぞれ要件を備えた者に支給される、こういう仕

組みでございます。

○谷委員 現在、全く一律ではなくて、それなり

のいろいろな、年齢とか扶養家族を加味している

ということでござりますけれども、計算上は大学生三人ということはあり得ないんです

なつたんです。大変でしたが、幸い、私は神戸に

住んでおりまして、自宅から二人、娘が通つてい

ましたので、男の子だけ歯科の大学に行くという

ことで神戸を離れていたということで、一人だけ

いわば仕送りをしていたところで済んだん

すけれども、なかなか大変です。

そういう我が身のあれから考えてみましても、

この四月から法科大学院ができ、二十二年ごろに

は基本的に法科大学院、ロースクール修了者のみ

が法曹に入ることになる。ではそのロースクール

はというと、法学部出身者を二年、それ以外の者

は三年、その間私立の大学で学ぶとすれば百万か

ら二百万、平均で百五十万ぐらいですか、学費だ

けでもそれだけかかる。それで、大学院のときに、

司法試験を控えているためアルバイトなどはもち

ろんできない。それで、そのロースクールの学生

のときもいろいろ、奨学金などで借りる人も相当

出てくるかもわからない。

○山崎最高裁判所長官代理者 現在、司法修習生

に対しましては給与が支給されておりまして、こ

れは一人当たり月額二十万二千九百円という金額

でございます。これは当然一律でございますが、

そのほかに、一般職の公務員の例に準じまして諸

手当が支払われるということになつております。

この点につきましては、例えば扶養手当ですか

住居手当といつたものがございまして、これはそ

れぞれ要件を備えた者に支給される、こういう仕

組みでございます。

○谷委員 現在、全く一律ではなくて、それなり

のいろいろな、年齢とか扶養家族を加味している

ということでござりますけれども、計算上は大学生三人といふことはあり得ないんです

なつたんです。大変でしたが、幸い、私は神戸に

制度でございますから、私は、それなりに経済的に

まつたので、男の子だけ歯科の大学に行くことには大変大きな負担をお願いすることになるとい

うことについては御指摘のとおりだと思います。

ただ、幸いなことに、このロースクール、法科

大学院につきましては、奨学金の面でかなりの配

慮ができたということをございます。

それからまた、修習生の期間についても二十万

円程度月額で借りられる基盤ができたということ

において、かなりの財政支援は結果的にはできた

ということを考えてみれば、この辺のところが精

いっぱいのことかなという感じがいたします。

さらに加えれば、これはもう大学サイドの件で

ござりますけれども、結果的に各法科大学院とも

奨学金制度をかなり充実したものを、もちろん一

部の学生でござりますけれども、発足とともにそ

ういうような制度を大学側も用意してくれたと

いうことによつて、かなり救われた格好にはなつて

いるんだろうと私は思います。

しかし、いずれにいたしましても、返還の問題

がござりますから、それはそれでまた別に考へ

いかないとこの問題は完結しないということを考

えていかなければいけないというふうに私は思つ

ております。

○谷委員 副大臣の言われる返還の問題でござい

ますけれども、今回の貸与制の検討過程で、例え

ば、司法ネットの常勤弁護士となつた場合とか、

あるいは過疎地域で活動する弁護士となつた場合

とか、裁判官、検察官に任官した場合とか、それ

ぞれ一定期間勤めると修習資金の返還を免除する

ということについても検討されたというふうに聞

いております。

例えば、僻地医師ということで、僻地の医師の確保のために、一定期間僻地などに勤務した場合、大学六年間の学資を免除するとか、そういう制度が昔からありますけれども、そういうような仕組み自体は広く国民の理解を得ていているというふうに思うんです。

○谷委員 今、提出法案にそれが入っていないわけですが、なぜ今までございませんので、おつしやられることはわからましたが、もう少し前向きにとらえていただてもいいのかなというふうに思います。

今、僻地なりの問題でも、裁判官なり検事は、これはそういう組織があればそこに勤務するわけですから、問題は、弁護士がない、現実にいなといふ地域は全国にいっぱいあるわけですか

ら、そういう地域の実態を見るならば、制度として優遇策を設けるということについても、もう少し前向きに取り組んでもいいのではないかなどといふふうに私は思っています。

次の質問に移らせていただきたいと思います。今度は、新しい司法試験についての質問でござります。ロースクールの修了者が受験する新しい司法試験です。

まず、合格率について伺いたいというふうに思います。

三年前、平成十三年六月に取りまとめられました司法制度改革審議会意見書では、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提」というふうにおっしゃっていました。

こういう留保つきではありますけれども、法曹教育に特化した教育を行う法科大学院修了者のうち相当程度、例えば七、八割の者が新司法試験に合格するという認識が示されたところでござります。

その後、ロースクールができた。この四月には六十八校、定員が約六千人ですか、もう開校して、既に学んでいる。そして、来年の四月も幾つかプラスアルファがあるようございます。

ある雑誌を読んできましたら、シミュレー

ションによりますと、平成十八年の新しい司法試験の合格率は約三分の一、平成二十年以降は約二〇%というふうに言われております。五年間に三回チャレンジできるわけですから、それを含めてのことだと思うんですけれども、どうも、もちろん最初の十三年六月の司法制度改革審議会意見書は、繰り返しになりますけれども、いろいろな留保条件がついているということは事実でございますけれども、何となく私も、そういう新聞でばら見ていたときに、ああ、今度は新たな仕組みになつて、ロースクールで学んだ人が、多くの人が、普通にきちんと勉強していれば、裁判官なり検事なり弁護士になるのかなとうふうに思つたら、何かどうも、ロースクールができ過ぎたのか、大変合格率が、今のシミュレーションです

と初年度が三四%とかそれ以降は二〇%とか、大変厳しい数字になつてます。

この制度設計の考え方を変えたのか、変わったのか、あるいは、変えていないのであれば、なぜそういうふうになつたのか。弁護士でもございます富田政務官にお尋ねしたいと思います。

では、その新しい司法試験の内容はどういう内容になるのかということでございますけれども、ロースクールの教育内容を踏まえた試験になると

お尋ねしたいと思います。

では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

も、後でたくさんの方が質問されるようでござ

りますので、そこは譲りまして、試験内容についてお尋ねしたいと思います。

では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

い論文があり口述ですか、というようなことでございますが、わかりやすく、今と何が違う試験内

容になるのかということについてお尋ねしたいと

思います。

○寺田政府参考人 内容面から申し上げますと、

今委員が御指摘のとおり、まさに法科大学院の教

育を反映した司法試験にする、これは連携法の考

査試験による判定に基づき司法試験委員会が決定することとされており

ます。

十八年十一月一日ということですけれども、し

かし、この春法科大学院に入学した三年課程の学

生は修了するのが平成十九年三月であります。そ

れから五年間で三回受験できる、こういうことを

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それでは、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○谷委員 それで、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ねしたいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○谷委員 それで、もう時間もなくなりました

ので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ね

したいと思います。

○寺田政府参考人 では、その新しい司法試験の内容はどういう内

容になるのかということでございますけれども、

もとにいたしまして、幅広い観点から非常に長時

間にわたって論述していただかなきやならないよ

うな、そういうタイプの問題とすることも当然に

予定する、こういうことでござります。

○

た。そういう点を受けまして、私どもは平成十八年からというふうに考えたわけでございます。

たたこの点に関しましては法科大学院生からのいろいろ御指摘もござりますし、さまざまなもの

アレギー性鼻炎

○谷委員 どうもありかどうぞいました
○塙崎委員長 次に、江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。本日は、裁判所の一部を文三二〇七号室に

質問をさせていただきます。

制度の改革が大きな柱の一つとされておるところ

でございますが、どんな立派な制度をつくって、これを坦々と動かしていく、そういうふう人の部

分でございますけれども、人が大事である、その

す。質、量ともに豊かな法曹を得るということが

最重要であるかと思つておられる方へお手紙を送つて、今般の最高裁判所の改正につきましては、法曹

養成の最後の課程であります司法修習について、同法修習生に國から給与を支給する制度を、國か

ら修習資金を貸与して、法曹になつた後に返還す

法案の質問に入る前に、新たな法曹養成制度に

うきまして質問をさせていたがまたいと思つてお
ります。

この新たな法曹養成制度は、事实上、司法試験による選抜となつてゐる現行制度を改め

て、法曹になるための専門的な教育を行う法科大

司法修習を連携させたプロセスとしての養成制度

を整備するものであり、法科大学院は既に今年四月からスタートしているところでございます。

そこで、まず、法科大学院と司法試験の連携について質問します。そこで三十。

新しい司法試験につきましては、法務省に設け

られた司法試験委員会で検討が進められているところでございますが、新司法試験では法科大学

ざいますので、これはさまざまなものだって、教育が具体的に行われているかというようなことをごらんいただくないうような、そういう工夫もいたしております。

なお、司法試験委員会でございますが、この中には、メンバーとして法科大学院の関係者の方々四名おられます、うち二名は純粹に法科大学院の学者の方でおられます。

○江田委員 今申していただきましたように、やはり、質、量ともに優秀な法曹をつくるというふれではあります。法科大学院と司法試験と司法修習の連携が重要であるということで、法科大学院の教育を反映している、そういう司法試験の内容にくまでも、そういう情報を交換してそのようないくつかの方向に持っていくという答弁であつたかと思います。

これに続きまして、やはり優秀な人材を育成するという上においては司法修習がまた非常に大変になつてきますので、この司法修習についてお伺いをいたします。

司法修習は、現実の事件、それを教材として、弁護士、検察官、裁判官の仕事を実際に体験することを通じて法律実務を学ぶ課程であると思つておりますが、百聞は一見にしかずという言葉がなりますけれども、見る以上に、実際の仕事を体験するということになるわけですから、法曹に必要な能力を身につけるために非常に有益な教育課程であつて、我が国の法曹のレベルの向上に大いに貢献してきたのではないか、そのように考えています。

○山崎政府参考人 ただいま委員の方から御指ございましたように、司法修習、これは大変重要なポイントでございます。

そこで、新たな法曹養成制度においても、このような司法修習の重要性というのは変わらない、大學、あるいは今回であれば法科大学院で、

なりに学んでこられるとは思いますけれども、たゞ、そういう座学的なものを具体的な事件にどうやって当てはめるかというのは、これは極めて難しいところでございます。それから、理屈をそのままその事件に当てはめた場合には、やはり妥当でないという場合もあるわけでござりますので、その辺の入り口のところを学んでほしいというところに一つポイントがあります。

これだけではなくて、やはり法曹のあり方とか法曹の倫理、この点についても現実の現場を見ながら学んでいただきたい、こういうことでやるわけでございます。

そういう点から、この重要性は、新しい制度になりましても、貸与制のもとでも全く変わることはないというふうに理解をしております。

○江田委員 新しい法曹制度におきましても、このような司法修習の重要性は変わらないどころか、さらに重要なつてくるという御認識だと思います。

では次に、新たな法曹養成制度におきましては、法科大学院を卒業して新司法試験に合格した者が司法修習を受けることになるわけでございますけれども、新しい司法修習というのは現在の司法修習と比べましてどのように内容が変わるのか、詳しくちょっと御説明をお聞きしたいと思います。

また、法科大学院の教育との連携について、具体的にどのように図つていかれるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど来委員御指摘のとおり、新しい法曹養成制度は、法科大学院教育、司法試験、司法修習との有機的連携のもとに行われるというふうにされております。

その中核に位置づけられております法科大学院においては、法律実務家としての基礎的な素養を涵養するため、実務を視野に入れた法理論教育が行われるというふうにされております。そういうことから、新しい司法修習の期間は、従来の一年六ヵ月から一年に変更されたというところ

護士会での修習、こういったものがそれぞれござりますので、その期間が八ヵ月ございます。それに加えまして、選択型実務修習というものが二ヵ月間ございます。それで十ヵ月。残りは、先ほど申し上げました集合修習に二ヵ月当てる。こういう割り振りが提言されているところでございます。

お尋ねのもう一つの、法科大学院における教育との連携でございますが、これは、法科大学院協会を初め、法科大学院の関係者の方々とさまざまなチャンネルで情報交換することが重要であるうと考えております。

先ほど御紹介いたしました最高裁に設けられた司法修習委員会、ここには法科大学院教授の御参加をいただいておるわけでございまして、こうした場で法科大学院における教育の実情等を御紹介いただいて、修習内容の検討に反映させることが考えられるわけでございます。

こうしたことを通じまして、具体的な連携を図つてまいりたいというふうに考えております。

○江田委員 連携を図つていかれるということでございます。

国民から見ても、これまでの裁判官にしろ、弁護士にしろ、ここは弁護士がいっぱいいらっしゃいますが、例えば、国民の心がわからないとか冷たいとか常識がないとか、済みません。やはりそういうような、人間性のある人材の育成を図るという上からも、今おっしゃられましたように、思考方法とか倫理観とか心構えとか見識とかいうような、法曹としてのスキル、マインドをおっしゃいましたけれども、そういうところが重要視され修習されていく。もちろん、先ほどから言われております実務的な教育についても、集合教育まで考えられていくということござりますので、少し安心しているところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思つております。

次に、時期をお聞きしたいんです。そういうような新しい司法修習の具体的な教育内容につきま

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど御紹介いたしました司法修習委員会の検討の成果に基づいて、現実に司法修習を担います司法研修所を中心として検討を進めておりますが、これは司法研修所だけでは完結的にはできませんで、実務修習を担当する各地の弁護士会あるいは検察庁、それからそれぞれの裁判所の担当者とも協議が必要でございます。現在、そういう協議をしながら、具体的な内容について検討を進めているところでございます。

新しい司法修習、平成十八年から実施される予定でございますので、その時期に円滑にスタートできるように、スケジュール的に余裕を持って検討してまいりたいというふうに考えております。

○江田委員 それでは、今回の裁判所法の改正案について質問をさせていただきます。

まず、改正後の六十七条二項では、「司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。」と規定されておるところでございますけれども、現行法にはこのような修習専念義務は規定されておりません。

そこで、まず修習専念義務とはどのような義務か、最高裁にお聞かせいただきたい。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習専念義務と申しますのは、司法修習生が、修習期間中、その全力を修習のために用いてこれに専念すべき義務と申します。たゞ、その具体的な内容ということになりますと、例えば兼職、兼業の原則的禁止ですか、そういうふうに申せると思います。

ただ、その具体的な内容ということになりますと、その点につきましては、最高裁判所規則で規定されているところでございます。

○山崎政府参考人 確かに、現在の法律の条文には規定のないこの修習専念義務を規定することとした、その理由をお示しください。

○山崎政府参考人 確かに、現在の法律の条文には何もないということをございますけれども、これは、現在でもやはり修習専念義務があることを前提にしております。

なぜ書いていないかということをございますけれども、現在は給与を支払っておりますので、給与を支払うということは、その内容解釈からいけば、給与をいただいているのに他で働いてもいいということにはならないというのは当然の話でございますので、そこから解釈がされる、こういうことで書いてございません。具体的には、最高裁判規則の方で具体的なものについて定めている、これが現在の方法でございます。

今回、これを貸与に修習資金に変更するわけでございます。修習資金に変更したことによつて、そうすると、修習専念義務というのはどうなるんですかということを、若干疑義が生ずるおそれもあるわけござります。貸与資金と修習専念義務との関係が必ずしも結びつくかどうかという問題もござります。

そういう点も考えまして、法律で修習専念義務を定めるということにしたわけでございまして、給与制であろうと貸与制であろうと、修習専念義務の内容、これについては全く変わらない、こういうことでございます。

○江田委員 今申されましたとおりだと私も理解をしておりますが、給費制でも貸与制でも、修習専念義務は非常に重要なことであるので、これは変わらないということだったと思います。しかし、改めて、貸与制に今回変えるからその義務というものが問題になるので、明らかにそこに示しておくということであると思っております。

これまで給費制によって国が法曹を手厚く養成してきたことの意義とか実績は大きなものがあると私も理解しております。しかし、これから将来の話としましては、先ほどから答弁にも出ており

ますけれども、司法試験の合格者数を三千人に倍増させることや、ほかの専門的な職業の養成制度とのバランスを考えると、今後も給費制を維持することは、國民から法曹だけ優遇されないという批判の目、國民からの理解が得られないというようなことがあるということを私も承知しております。

したがつて、この給費制の見直し、貸与制への移行というのは、やはりこれはやむを得ないことであると考えておりますが、これまで給費制のメリット、つまり、司法修習生がしっかりと修習に取り組むことができる環境を確保するということは、貸与制でも必要になつてくると思います。そのため、必要な額を貸与することが必要です、また、司法修習生にとって借りやすく返しやすい制度とすることが重要であると思っております。

そこで、司法修習生には、扶養家族がある方、また、アパートを借りている方も多いと思います。また、アパートを借りて生活する場合には、单身者、自宅の場合よし、このような場合には、单身者、自宅の場合よりも生活に多くの費用がかかります。そこで、修習資金の貸与額というのは、先ほどから出でるんですが、具体的にどの程度になるのか教えてください。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、安心して、腰を据えて修習に専念してもらうためには、それを見合ふものを貸与する、そういう修習資金を貸与するということになります。

具体的には、現在、給与としては大体二十万円台の給与をもらつておられるわけでございますが、それいろいろ手当がつくということでござります。その辺のところを大体カバーできるような金額ということを念頭に置いておりまして、最終的には最高裁判所の規則で定められるになりますが、現在考へている大きな点だけについて申し上げたいと思ひますけれども、まずは、司法修習生の必要それから返還の負担を考慮しまして、二十三万円程度を基本的な貸与額といたしまして、より少ない額の貸与を希望する者には十八万円程度

の貸与額、そういう二つのものをまず設定していくことを考えております。これで選んでいただくなっています。

それから、御指摘がございました、扶養家族があつたりある人は住居を賃借している者につきましても、その基本的な二十三万円の貸与額に相応額を加算いたします、二十八万円程度まで貸与できるというような、そういう三つのランクを考えているところでございます。これによりまして、安心して修習に専念はできるだらうというふうに理解をしております。

○江田委員 今おっしゃつていただきましたけれども、一律ではなくて、扶養家族、住居を賃借している者について、その相応する額を加算して考へておられます。

○江田委員 今おっしゃつていただきましたけれども、もう一つ質問をさせていただきます。

司法修習生は、先ほども出ておりますが、法科大学院でも多くの奨学生を借りられているわけですね。私も奨学生、別の学部でありますけれども、借りさせていただきました。その奨学生を多額受けながら、その返還債務も負つておられるという者も多くなると思います。

そこで、修習資金の返還につきましては、法科大学院の奨学生などにも十分に配慮する必要ではないかと考へますが、この点についてどのように考へておられるか、安心できるように御答弁をお願いしたいんです。

○山崎政府参考人 この点については、最終的に最高裁判所の規則で定められることになりますが、現在考へている大きな点だけについて申し上げたいと思ひますけれども、まず、御指摘のようない点を配慮して、修習の終了後、数年間修習資金の返還を据え置くということをまず考へております。それから、その後、据置期間の後、十年間の年賦によつて返還をする。こういうふうな非常に返しやすい配慮をしているわけがございます。それによってそれほど金額の返還がきつくなってしまうことはないだらうというふうに理解をし

ております。

○江田委員 時間がなくなつてきておりますが、次に、貸与制への移行時期について質問をしておきます。

法案では、平成十八年十一月一日が施行期日とされておりますけれども、これでは、ことしの四月に法科大学院に入学した者は、新司法試験に一回で合格しても貸与制ということになるわけであります。今出ている御意見としまして、彼らが法科大学院に入学した時点では貸与制への移行が決定していたわけではないということから、法科大学院の一部でしようけれども、給費制を期待して入学したのにこの期待を裏切られたというような反対が起つておられます。

この点につきましてどのように考へているのでございまして、その情報はすべてオープンになつておられるということから、ある程度周知ができているということ。それから、検討会のメンバーの中には法科大学院の先生方もおられますので、その方の意見も十分に聞いたんですけども、法科大学院生はもう覚悟の上で來ている、こういうふうな御指摘が、私が言つたのはございません、そういう御意見もあつたというふうに考へます。全部ではございません。

○山崎政府参考人 この点について、最高裁判所の規則で定められることになりますが、現在考へている大きな点だけについて申し上げたいと思ひますけれども、まず、御指摘のようない点を配慮して、修習の終了後、数年間修習資金の返還を据え置くことをまず考へております。それから、その後、据置期間の後、十年間の年賦によつて返還をする。こういうふうな非常に返しやすい配慮をしているわけがございます。それによってそれほど金額の返還がきつくなってしまうことはないだらうというふうに理解をし

とも我々わかりまして、最終的には、これをどのようにしていくかということですね。さまざま意見があるということは、私どもよく承知しているところでございます。

○江田委員 情報については周知徹底はなされていたとということとがござりますけれども、やはりそのところを、施行されるのが今からございりますので、少なくとも、そういう方々がいらっしゃるということを配慮してスタートを切られた方がいい、そういう配慮をぜひともお願ひしたいということだけ述べさせていただいておきます。

大臣に、今までお聞きしたいと思っておりましたが、この司法制度改革、今般、裁判員制度、司法ネット、これまでの司法と決別を図るような新制度の導入が次々と決定されたわけでございます。ただ、法改正、制度の改正というのはおおむね終わつたかと思うんですけど、これからはこれを実行に移す非常に重要な司法制度改革の新たなスタート時期と言えると思っております。

そこで、この時期に当たりまして、司法制度改革の新たなスタートに当たりまして、この司法制度改革の諸施策の具体的な実施に向けて、大臣の決意を最後にお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○南野国務大臣 ただいま議員がおつしやつたように、本当に次の運用に向かつて、我々、邁進しなければならないというふうに思つております。自由かつ公正な社会の実現のためには、その基礎となる司法制度を、新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう改革していくことを欠かすこととはできません。

このような意味で、今進めております司法制度改革、これは歴史的にも大変に重要な意義を有する改革であると思っております。これまで、司法養成についての改革、裁判員制度、また司法ネットの導入、今先生もお触れになつていただきまして、裁判の迅速化法の制定など、数々の制度改革を行つてまいりましたが、今後は、一連の改革の

山崎事務局長に、局長も修習生の御時代があつたわけですよね。その当時、局長は給費の制度のもとで修習されていましたけれども、先ほど来ずっとやりとりの中でございました給費の性格、そこに税金から出ていくというところのその重みというか、だからこそその専念という、いろいろありました。

局長御自身は、修習生時代、この給費の制度といふものをどんな気持ちでもつて、その恩恵といつたらいいんですね。それを受け、そしてそのときに、司法試験の勉強から始まって、もう本当に心から尊敬しています、試験合格した。私なんか、とてもじゃないですけれどもあれですか

○ 鎌田委員 民主党の鎌田さゆりでございます。
山崎事務局長、推進本部のお取りまとめ役、本
当にお疲れさまでした。もう間もなくですね。カ
ウントダウンにもう入っているんじやないかと。
心が浮き浮きなのか、もう気が抜けない最後の段
階なのか、はかり知れないところがありますけれ
ども、その局長に、あるいは推進本部の皆さんに、
うそじやありません、本当に心から敬意を表した
いとります。本當ですよ。

そこで、初めちょっと大臣に、借金ありますか
と聞こうと思つたんですけれども、やめました。
本当にもうこれはまさにプライベートなことなの
で、やめました。

私は、司法制度を所管する法務大臣として、司法制度改革の実現のために、今後も、これまで講じてきた諸施策の適正な実施を含め、最大限の努力をしてまいりたいと思っております。
ありがとうございました。

そういう意味で、修習は非常に人間性を磨くところです。それから、これから法曹人として活躍していく基礎を学んでいくという意味では大変重要な点でございます。この点は将来も変わらないだろうと私は考えております。

問題は、修習の重要性と、それと給費を払うかどうかというの、また若干ポイントが違うのではないかということです。これは時代とともに変わってきているということですね。

まず、法律家を育てる、国家の人材を育てるということは大変重要なことでございますので、そこにある程度金をかけるべきだ、こういう御指摘がございます。私はそのとおりだろうと思います。そういう意味で、給費は別として、それ以外のランニングコストも何十億も国が全部出していいわけでございまして、その中で学んでもらう、こういう形をとっているわけでございまして、ど

私個人のことを聞かれるる非常に答えにくい点はござりますけれども、確かに、修習生になりまして給与がもらえるということ、これは、正直な気持ちは、ありがたいという気持ちはございましました。それだけ理解が得られているんだなという気持ちがございました。その当時はそういう時代だったのかもしれません。私はそれほど、だからそのことに關して不思議には逆に思わなかつたというのが正しいところでございます。おかげさまで十分に修習をさせていただきまして、現在がござります。

間も終えられてと。
その局長に、この給費の制度というものを改め
て振り返って、若かりしきるを思い出していただ
いて、そして今この制度の転換の時期を迎えてい
る。どんな思い、感慨がござりますでしょうか。
お聞きしたいと思います。

○山崎政府参考人　ただいま、大変激励の言葉を
いただきまして、本当にありがとうございます。
た。ただ、終わるまではきちつとやりたいといふ
ふうに思っております。

○鎌田委員 ありがとうございました。気持ちでもごてて受けているた、それから、修習のときは人間性を磨く、将来にわたってと、いろいろ御説明をいただきました。ちょっと長くなつて、途中からちよつともやめやつとなつて、私の理解力不足なのかもしれないと、最後に、残念だけれどもやむを得ないという言葉もあったので、私は正直に吐露していくだいて大変結構だつたかなと思つております。

私どもの検討会で、これは「年間検討をしたわけでござりますが、最初はいろいろ御意見ございました。そういう中で、最後集約したときには、もう大部分の方が給費制を見直すべきである、反対の方もおられました、若干名おられましたけれども、最終的にはそういうところに集約をしていつた。特に法律家以外の方の意見が極めて強かつたということでございまして、我々は自分たちのことだけを考えていってはいけないんだということですね、やはり国民の声を素直に聞かなければならぬんだ、私はそういう実感がいたしました。

そういう意味で、残念ではござりますけれども、やはり制度として、自分がどうだったかといふ問題よりも、制度としてどうあるべきかということを客観的に考えれば、やむを得ない措置とといふふうに考えておるわけでございます。

うふうに思います。
ただ、そこで給与をもらえるかどうかという問題につきましては、これはやはり国民の理解がどういうものであるか、時代時代によつて変わつてまいりますけれども、その反映をするということにならうかと思います。今回、改革審の意見書で給費の見直しについて御指摘がございました。それ以外にも、いろいろなところからそういう御指摘がございました。

○山崎政府参考人 十八年は確かにネットが始まりましたけれども、この新しい法曹養成制度、これがスタートするときにすべて変えていこうという発想でございます。結果として同じ年に当たるわけでございます。

それで、一つちよつと懸念がよぎりますので、
払拭をしたい気持ちも込めてなんですが、済みま
せん、答弁短くしてもらえますか。いっぱい質問
したいので、時間がないので。
この法案では十八年の施行ということで、くし
くも十八年というと、ネットの業務が開始され
る、それから公的弁護の新たな制度が拡大される
ということで、私の性格がうがつてているのかもし
れません、そういうネットだ、公的弁護を新たに
となると、そっちの方でかかるのとこれが、まさ
か相殺なんかしないよなというふうに考えたく
なつちゃうんですよね。それを払拭していただけ
るんなら、ぜひ、そんなことはないと、毎年ちや
んとこれだけの予算を財務省と協議をして、貸与
の返還の仕組みには変わるけれども、ちゃんと運
用していくんだということを改めてお示しいただ
きたいと思います。

それが法曹の方々にとって自分たちのことだけを考えているなんというのは、それは私はおかしいと思うんですね。よい法曹者を育てるということは、ひいては国民全体にとっての利益につながるわけですから、司法サービスの利益に。だから、何も自分たちのことだなんて、そんな自虐的にならなくていいと思いますよ。必要なところにはどんどん要求して、いつも同じことを言つていますけれども、私はそう思うのでございます。

思っております。

○鎌田委員 明快にありがとうございました。

次に、財務省伺いたいと思いますけれども、財務省としての認識なんですよ。結局、今回の司法制度改革は、言うに及ばず、五十年に一度の改革どころか、私は百年に一度の大改革と。政治改革、行政改革、選挙制度が変わる。省庁の再編があつた、そして三番目にこの大改革が来て、そういう大改革に財政出動というのは当然必要だと私は認識をしている。人なんですかね、そういう認識をともに持つていただけるのかどうか、財務省のお考え、平成十四年から再三にわたりたてこの給費については厳しい、適切とおっしゃるかもせんけれども、そういうお考えをお持ちのようですので、改めて財務省としてのお考えを伺いたいと思います。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。

司法制度改革につきましては、行政改革を初めといたします社会経済の構造改革が進められておりました中で、我が国司法機能の充実強化等を図るべく、現在、総合的かつ集中的に推進されているものと認識しております。

ただ、一方、我が国財政が極めて厳しい状況にあることも事実でございます。歳出改革路線を引き続き堅持していくために、司法関係予算の取り扱いにつきましても、今後、財政資金の効率的使⽤の観点に十分留意しつつ検討していく必要があると考えております。

そうした中で、司法制度改革のさらなる推進に当たりましても、国民に負担を求め、その理解を得ていく必要があることも踏まえつつ、司法制度全体で合理的な制度設計を図つていただくため、これまで司法当局におかれましても種々の議論、検討がなされた結果、今般の給費制の見直しに係る提案もなされておると受けとめておりまして、財政当局いたしましては、そうした経緯、検討を踏まえつつ適切に対処してまいりたいと考えております。

○鎌田委員 通告すると答弁長くて、何か聞いて

いるうちにわけわかんなっちゃって、そうす

ると、別に意地悪じゃないんですけれども、通告しないのを聞きたくなっちゃつたりするわけなん

ですけれども、司法制度改革が国家の重要な社会的インフラであるということは認識ございますか。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの答弁、冒頭で申し上げた趣旨と同様といふことになりますが、現在、司法制度改革につきましては、さまざまな構造改革が進められています。なかで、我が国司法機能の充実強化等を図るべく、総合的に推進されているというところでござります。そういう中で重要な意義を有するものと認識いたしております。

○鎌田委員 そういう意義を認識していても、財政の合理化というところがやはり財務省のお考えの中には大半を占めているんだなというの

は、今の答弁で大変よくわかりました。

法律家の養成は国家の責任と負担で私は行うべきと思っておりますし、ほかの省庁に関係するところだつて、むだでもつとっと合理化しなく

ちゃいけないところが私から見たらたくさんあるんじゃないかなと思いませんけれどもね。昨年の参議院選挙のときも、その前の総選挙のときも話題になつていてるところなんかも、保険に関する、年金に関するところなんかも含めてですよ。そんな

渡い顔しないで、こつち見てくださいよ。

いや、私は本当にそう思う。だからといって本人に負担させる制度をここでつくるのかというの

が、でも、出すのは、財布持つているのは財務省だから、財務省の御機嫌を損ねやつたら大変な

ことになるし、そのことも私もよぎりますし、でも、やはりこの意義というものは財務省の皆さん

にもしつかり認識をしていただきたいなという思

いがございますので、今の答弁、うそじやない、重要な意義をちゃんと認識しつつ、しかし合理化

をというところでの立場でしようから、あとだれに期待するかといえば南野大臣にしつかり期待をして、頑張つていただかなくちゃいけないんです

けれども。財務省にまた改めて伺いますが、今、専門家を養成する制度として、研修医、警察大学校、税務

大学校、防衛大、防衛医大等々ありますけれども、それぞれに、返還しなくちゃいけないので、い

り、あるいは支給という形がとられていたり、い

ろいろですけれども、例えば、今回のような財政的な理由でもつて、今実際にこの給費の制度がと

られているところ、種々検討していく中で、そち

らの方も、廃止になつたり貸与に変わつたりとい

うようなことだつてあります。財務省。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。

それぞれの、防衛大学あるいは防衛医大、警察

大学校等々についての御質問でございますが、そ

れらの事情に応じて検討してまいりたいことでございまして、そこは、歳出の見直しにつきまし

ては聖域はないということで考えております。た

だ、いろいろそれらの御事情がおありということ

で理解いたしております。

○鎌田委員 済みません、今のところ、もう一回。

請求はないおつしやった……(発言する者あり)

聖域はない、ごめんなさい。聖域はない、そ

うですね、ありがとうございました。聖域はない

改革がほかの分野でも行われていくという御質問でしたので、わかりました。

法案についてなんですが、先ほどの江田

議員の質問もありました。今回初めて専念とい

う言葉が法案の中に入りましたが、この専念の言葉が今回はつきり明快にここに規定をされたとい

うことで、これは非常に重いと思うんですね。先

ほど山崎事務局長の御答弁の中で、今までの給

費の制度の中でも、あるいはこれからも、その専

念というところについてのイメージというか、そ

だと思うんですね。

そこでなんですかね、先ほど直前に通告をさせていただきましたが、これは最高裁にお聞きをします。

最高裁判所の事務総局の総務局でおつくりになつてゐる「裁判所法逐条解説」というところの、わかりやすくページ数を言いますから、三百九十六ページから三百九十八ページまでにかけてなん

ですが、その中に今回の六十七条に関する逐条解説が載つてゐるんですけれども、この、三百九十九

六ページから三百九十八ページまでにかけてなん

り、あるいは支給という形がとられていたり、い

ろいろですけれども、例えれば、今回のような財政

的な理由でもつて、今実際にこの給費の制度がと

られているところ、種々検討していく中で、そち

らの方も、廃止になつたり貸与に変わつたりとい

うようなことだつてあります。財務省。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。

それぞれの、防衛大学あるいは防衛医大、警察

大学校等々についての御質問でございますが、そ

れらの事情に応じて検討してまいりたいことでございまして、そこは、歳出の見直しにつきまし

ては聖域はないということで考えております。た

だ、いろいろそれらの御事情がおありということ

で理解いたしております。

○鎌田委員 済みません、今のところ、もう一回。

請求はないおつしやった……(発言する者あり)

聖域はない、ごめんなさい。聖域はない、そ

うですね、ありがとうございました。聖域はない

改革がほかの分野でも行われていくという御質問でしたので、わかりました。

法案についてなんですが、先ほどの江田

議員の質問もありました。今回初めて専念とい

う言葉が法案の中に入りましたが、この専念の言葉が今回はつきり明快にここに規定をされたとい

うことで、これは非常に重いと思うんですね。先

ほど山崎事務局長の御答弁の中で、今までの給

費の制度の中でも、あるいはこれからも、その専

念というところについてのイメージというか、そ

れは変わらない、ただし云々かんぬんという説明がありました。だつたら、何も今回改めて入れなくていいんじゃないのなんという声もさつきちらつと出たぐらいで、ここにはつきり明記されてしまう危険性だつて、私はなきにしもあらず

裁判事務総局の一部署で検討したものでございまして、その「まえがき」に書いておりますところによりますと、「解説中」意見にわたる部分が、当局かぎりの一応の見解にすぎないことは、いうまでもない。」こういうことになつておりまして、決して最高裁判所の公式見解を書いたものではございませんので、それを前提として御理解いただきたい

その上で、ただいまの部分について若干、私限りの見解を述べさせていただきたいと存じますが、先ほど、「司法修習生の給与は、「国庫から」給される。」という部分に、「国庫から」のところにかぎり括弧がついてございます。つまり、給費制

をとるとした場合に、ではその給費というのはどうから支給するのか、それは国庫から支給する、その解説をした部分なのでございます。それは、先ほど読みました部分の後ろの方に出

てまいりますが、「司法修習生のうちには、弁護士を志望する者もあり、かつ、一般に弁護士会でも実務修習をすること等の関係もあり、疑をさけたため、とくに国庫から給与を受けることが明らか

かにされたものであろう。」こういう解説でござ
いまして、要するに、弁護士会で修習するから弁
護士会が給与を払え、そんなことは言うんじゃな
くて、それは当然、国庫から給与を支払うのは当

然であるう、こういう解説でござりますので、御理解いただきたいと存じます。

思うんですけども、
私、思つたんですけども、ここに書いてある
ことは一部局の見解でしようけれども、ここにこ
うしてきちんと資料として存在をしているんですね。
（うん。）

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げま
よねたからこれは、うそか書いてあるわけでも
ございませんし、解説として。
ただ、今回のこの法案が通りますと、これは書
きかえる必要性というのではないんでしょうか。そ
れをお聞きしたいと思います。

したこの資料というのは、昭和十四年当時の研究成果をまとめたものでございまして、実はその後も、裁判所法の改正等ござりますけれども、それに従つて改訂するという作業を一切しております。ませんで、それはその時々の改正の経過、議論等を踏まえた上で、法律の文言の意味内容を理解するという、そういうやり方でやつております。
○鎌田委員 ずっと書きかえていないから、そうすると、これからこれは書きかえなければならぬいということで……（発言する者あり）書きかえないと。これは書きかえない。その当時出したものだから、もうそれで終わりと。ああ、そうですか。そういうものでしようかね。いや、私、さつき山崎局長が読んでくださったところは、ちょうど、以心伝心だなと、読んでもらいたいと思ったところを読んでもらつたのですから、司法修習生は、「修習に関しては、司法研修所長の統轄をうけるもの」だと、そして、「給与も国庫から受けるべきは、当然といえよう。」というくだり、読んでいただいて、改めてこの給費の制度についてまた認識を深くしたんですけども、これはもうこれで終わりですか。うそなんですか。いいんでしようかね、それで。
そして、ではお聞きしますが、今度法律改正になつたら、書きかえないは書きかえないで、それがないとしますけれども、これはもう趣旨が変わつちやいますよね。再度お願ひします。
○山崎最高裁判所長官代理者 今回の法案、仮に成立いたしますと、給費制というものが貸与制に切りかわるわけでございますから、当然、その解説 자체は直接的な意味はなくなるということです。
ただ、こういう資料をどの程度アップデートして整備するかというのは、これは用途との関係でございまして、将来的にそういう必要が生じた場合に、それを改訂することは全くないということがあります。
考え方になろうかと思ひます。

ただ、ただいまの部分の趣旨といいますのは、
それは先ほど申し上げましたとおり、給費制を
とつた場合に給与はどこが払うのか、それは国庫
からだ、こういう考え方が示されておりまして、
これはある意味では、今回貸与制に切りかわった
場合、では貸与の資金はだれが負担するのか、この
ういう疑問が仮にわいてきたとした場合に、それ

ないか。それは国庫から貸与資金を調達して貸し付ける、こういう制度が当然とられるべきであろう、こういう趣旨に理解することが可能ではないかと考えております。

なわからないような、うなずいて一応は聞いていたんですけど、とにかく、私、この逐条解説というものが、たとえ一部局の解説であろうとも、このようなことで我々の目に触れて参考になる

このようにして我々の目的角で参考にならざる事無く、一
わけですから、そのときつづいたものだから、二
部局がつくったものだから、そういうふうにおおまかに思
えをされるとたまつたものじゃないなという思い
と、そして、ここに書いてあることの意義といふ

ものは、どんなに昔であろうとも、その後改訂がされなければやはり生き続いているものだと思しますので。

この内容がまた変わるとても、そこは、貸与になつてもその修習資金というものは国が責任を持つて国庫からということは変わらないんだといふ御説明であったと理解をしたいと思いまして、

うなずいていらっしゃるから、もうやめにします。

すけれども、二ページ目に、「司法修習生の身分は」とあって、「国家公務員に準じた身分にあり、国から給与や諸手当が支給され、修習に専念する義務、守秘義務などを負っています。」とあります。

○山崎最高裁判所長官代理者 パンフレットは必要に応じて改訂しないかなければならないわけでござりますので、ただいまの給与を受けるという部分は、それがなくなれば当然改訂すべきものと思います。

○鎌田委員 今回、貸与に変わるということで、最高裁さんにおかれましては本当に御苦労さまなございますので、お仕事がたくさんふえたなということを、この時点でも、本当に大変ですね、と思いました。

次に行きますけれども、貸与を受ける受けないにかかわらず、アルバイト等、これは不可と思つてよろしいんですね。それから、これは土日も含めますか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習専念義務のお尋ねであろうと思いますが、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、修習の全期間を通じて修習に専念すべきこととされておりますので、アルバイトも当然にはできないということだと思います。

それから、土日も当然、修習に精力を振り向けなければいけない、こういうことにならうかと想っています。

○鎌田委員 修習期間がいづれ一年間に短縮をされる予定と聞いておりますので、バイトをしていける暇なんというのはないんでしょうかけれども、間口が広くなつた分、いろいろな人材の、すばらしい、有能な方がいらっしゃって、また変わつた方もいらっしゃるかも知れないし、例えば、医師免許を持っていて、すごく献身的な方がいて、あそこの病院は医者が足りない、給料要らない、ボランティアで医者として私の医師資格を生かそうと。あるいは、もうすごく頭がよくて、全然余裕だから、ちょっと公認会計士の事務所へ行って、この病院は医者が足りない、給料要らない、ボランティアで医者として私の医師資格を生かそうと。あるいは、もうすごく頭がよくて、全然余裕がないという修習生もいたりなんか、これも報酬なんですか、それだけでも、これは収入がなくても専念義務違反に当たりますか。

○山崎最高裁判所長官代理者　パンフレットは必要に応じて改訂しないなければならないわけですが、ございまして、ただいまの給与を受けるという部分は、それがなくなれば当然改訂すべきものと思います。

最高裁さんにおかれましては本当に御苦労さまのお仕事がたくさんふえたなということを、この時点でも、本当に大変ですね、と思いました。

次に行きますけれども、賃与を受ける受けないといつかづらぎ、アレバイ、等、これは不可と思つた

てよろしいんですね。それから、これは土日も含めますか。

申し上げましたとおり、修習の全期間を通じて修習に専念すべきこととされておりますので、アルバイトも当然にはできないということだろうと思ひます。

それから、土日も当然、修習に精力を振り向けなければいけない、こういうことにならうかと思っています。

れる予定と聞いておりますので、バイトをしてい
る暇なんというのはないんでしょうけれども、間
口が広くなつた分、いろいろな人材の、すばらし
い、有能な方がいらつしやつて、また変わつた方

もいらっしゃるかも知れないし、例えば、医師免許を持つていて、すごく献身的な方がいて、あそこの病院は医者が足りない、給料要らない、ボランティアで医者として私の医師資格を生かそう

と。あるいはもうすぐ頭がよくて、全然余裕だから、ちょっと公認会計士の事務所へ行って、公認会計士の研究をしながら、そこで勉強すつぺなんという修習生もいたりなんか、これも報酬なしなんですけどけれども、これは収入がなくても専念義務違反に当たりますか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習専念義務の内容でございますけれども、修習に専念すべきであるということの裏返しとしまして、ほかの職業についたり、あるいは他の業務を行うということは基本的にはできない、ただ許可を受けた場合にはそういうことは許される場合もある、こういう形になつております。

具体的な事案につきましては、それぞれ具体的な状況を踏まえた上でその許可をするかしないかという判断をしていくんであろうと思ひますが、その観点で申しますと、やはり修習に専念しなければならないことの意義をやはり十分考えなければいけない。つまり、司法修習というのには、先ほど申し上げておりますが、実務修習を中心として、法律家としての最低限の力量を身につけるというところにありますのですから、実際に修習の全課程を漏れなくやってもらうということに意味があるわけでございまして、それが欠けると本来の修習という名に値しない、そういう結果になつてしまふのですから、まずその点が第一だろうと思います。

それはそういたしましたも、そのほかに、こういう職業があつて、ぜひそういうことをやりたいという場合におきましては、その業務の態様ですとか、あるいはそういうことをやらなければならぬ必要性とか、そういうことを個別に考えながらその許可をすべきかどうかを考えていく、こういう考へ方になろうかと思います。

〔委員長退席 田村(憲委員長代理着席)〕

○鎌田委員 個別に考へるのは、どこのだれが何を基準に考えて決めるんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げました兼職、兼業の関係で申しますと、基本的には最高裁判所の許可が要るということでござりますので、最高裁判所においてその点の許否の判断をするということにならうかと存じます。

○鎌田委員 どこのだれがは最高裁判所と、一言で終わらせられたんですね。何に基づいてといふのは、何か明快な基準というのはあるんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたもの、中立公正でなければいけないといったこと、そういう個別のものを考慮した上で、具体的に、踏まえた上で修習に専念してもらうということが第一番でございます。

それから、修習生の立場といいますかそういう

たもの、中立公正でなければいけないといったこと、そういう個別のものを考慮した上で、具体的に、兼職なり兼業の態様ですとかその必要性だとか、そういう個別の事情を検討して判断するということになりますので、一律に、抽象的に、こういう場合はいい、こういう場合はだめという形の御説明はちょっと難しいと思います。

○鎌田委員 やはり、専念という言葉が文字となつて法律の中に明記されておりますので、何か最高裁の方に素人の私が言うはちょっとおこがましい、不遜な感じもするんですけども、明記されている以上は、明快にきちんと今のうちから、国会にこの法案が出てきたという時点でちゃんとつくられていないと、私はだめなんじゃないかなと思うんですよ。

ちよつと変えますが、例えはアルバイトをして

いたのが発覚したらどうなるんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習専念義務といふのは、実はこの法案によつて、給費制が貸与制に変わつたから出てくるものではないというの

は、先ほど御説明あつたといたします。現在でも同じ状況でございまして、やはり修習に専念しているだけがやいけないし、それがゆえに、先ほど

来ておりました兼職、兼業については許可ということを制度としてとつているわけでございます。

したがいまして、許可なくそういうことをやるとルール違反ということになりますので、あるいは注意を受けたりということはあるうかと存じます。

○鎌田委員 注意を受けたり、はつきりここで示していただきたいんですね。

というのは、だから、何度も言いますけれども、わざわざなった場合はどうするのかなと。法律

兼業は禁止、土日もだめ、アルバイトだめよ。

そして、では、専念義務に違反している、ルール違反と今おっしゃいましたけれども、それが発覚したらどうなるのと言つたら、注意を受けると

か、受けたりでしたか、同じですね、そういう

じゃなくて、その辺は決まっていないんですか、何にも。

○山崎最高裁判所長官代理者 許可なくアルバイトをするということの態様にもよろうかと存じましたのが発覚したらどうなるんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 許可なくアルバイトはちょっと難しいと思います。

それから、長い期間そういうことをやつている

がゆえに修習に身が入らなくて、成績が不良で終了できないような状況が生じたとすれば、それは修習の見込みがないと判断され罷免される、そ

ういうシチュエーションも考えられようかと思ひます。それぞの状況に応じてそれに必要な措置をとつていく、こういうことだらうと思います。

○鎌田委員 いまいちすつきりしないんですけども、専念という言葉が法律に入った、そしてアルバイトは禁止ですとなつていて、それが発覚したら、それは専念義務違反、法律違反といふことは、実はこの法案によつて、給費制が貸与制に変わつたから出てくるものではないというの

は、先ほど御説明あつたといたします。現在でも同じ状況でございまして、やはり修習に専念しているだけがやいけないし、それがゆえに、先ほど

来ておりました兼職、兼業については許可といふことを制度としてとつているわけでございます。

したがいまして、許可なくそういうことをやるとルール違反ということになりますので、あるいは

注意を受けたりということだらうと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 そのとおりではございますが、先ほど来申し上げています、許可を受ければ兼業、兼職が可能なケースもございますわけですから、それとの関係でございまして、実質的に許可が受けられるのに形式的にその手続を踏んでいなかつたというようなケースであれば、形式的には無許可の兼業で専念義務違反といふような形になつても、実質的にそんなに責めるべきものではないということもあり得るだらうと思います。まさに、どういう態様でそういうことが行われたかによって変わつてくるところではないかと思います。

○鎌田委員 私は、許可を受けないで、発覚させることをやりますが、法律に。今まで、これからも、専念というその基本的に流れるもの

は変わらない、全くおつしやるとおりですよ。しかし、法律にここで入つたんだから、ここは大きな違いです。

法律に書いていても書いていなくても、流れている基本的なそういう理念は変わらないんです、専念は変わらない、だから云々かんぬん。でも、

今回、ここで法律にはつきり二文字入つてゐる

に専念が明記された、それ違反だつたら法律違反でいいのかと言つたら、許可を受けないでとなつた場合にはそれは違反だというふうに今おっしゃいました。

法律違反の想定があることに關して、そんなに責めを負うべきものでもないからとか、注意を受けたりとか、あるいは罷免される場合もあるとか、こんな幅広な、あいまいなことで決していいはずないんじゃないでしょうか。これまた本当に

違法の方に私の立場から言うのはちょっとあれで、それでも、余りにもちょっと漠とし過ぎじやれを改めていただくと、いうことも一つあるかと思います。

それから、長い期間そういうことをやつている

がゆえに修習に身が入らなくて、成績が不良で終了できないような状況が生じたとすれば、それは修習の見込みがないと判断され罷免される、そ

ういうシチュエーションも考えられようかと思ひます。それぞの状況に応じてそれに必要な措置をとつていく、こういうことだらうと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほども申し上げましたが、修習専念義務というのは現在でもござります。現在、最高裁判所規則によりまして、兼業、兼職に許可を得なきやいけないということになりましたが、うつかりして許可を得なかつた、実質的には許可しても差し支えないといいますか、許可を得なつております。許可を得なくてそういうことをすれば、現在も規則に違反している、大きな意味で法令に違反しているということになるわけなんだと思います。

しかし、それに対する対処をするかと

いうことになりますと、現在も全く同じなんです

が、うつかりして許可を得なかつた、実質的には許可しても差し支えないといいますか、許可を得なつております。許可を得なくてそういうことをすれば、現在も規則に違反している、大きな意味で法令に違反しているということになるわけなん

だと思います。

しかし、それに対する対処をするかと

いうことになりますと、現在も全く同じんです

が、うつかりして許可を得なかつた、実質的には

許可しても差し支えないといいますか、許可を得

なつております。許可を得なくてそういうことを

すれば、現在も規則に違反している、大きな意味

で法令に違反しているということになるわけなん

だと思います。

○鎌田委員 どういふことをやりまして改めざせるということをやりますが、法律に。今まで、これからも、専念というその基本的に流れるもの

は変わらない、全くおつしやるとおりですよ。しかし、法律にここで入つたんだから、ここは大きな違いです。

だから、それに伴ってはつきりさせなきやいけない
じゃないですか。違いますかね。私、何にも変な
こと、特別なことも言つてゐるつもりないし、ま
して、これから修習生として法曹を目指そうとい
う人にとっては、こういうところまできちんと、
私が想像するに、深く理解をして、大変優秀な方
が集まるんでしょうから、天下の最高裁、きちんと
としておかないと、と思ひますけれどもね。
こればかりやつているわけにいかないので、私
の、兼業、副業禁止ということについて、専念と
いう言葉が入つたことについて、最高裁のこれに
対する法案作成に当たつての取り組み状況という
のはこんなものだったんだかなという、済ませま
ん、感想を持つて次のテーマに行きたいと思いま

修習地の選択についてお聞きをしたいと思います。

修習生に選択権があるのかどうか、それから希望地、第八希望まで聞いていらっしゃるといふうこと伺いましたけれども、希望地との合致度合いはいかほどになつてゐるのか。それから、第八希望までとつても、希望の一ヵ所とも合わない人がどれだけいるのか、去年一年間だけでもいいし、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

〔田村（憲）委員長代理退席、委員長着席〕

○山崎最高裁判所長官代理人 実務修習地の関係でございます。

その場所につきましては、司法修習生の採用申請者につきまして、希望する修習地を第一から第六希望まで出させておるのが現状でございます。その理由とあわせてそういうものを記載しております。それをもとにいたしまして、司法研修所長が決定する、そういう仕組みでございます。多数の司法修習生がおりまして、これを実務修習させるためには、やはり全国に配置するということは避けられないところでございます。ところが、一方、司法修習生の希望ということになります

すとどうしても東京 大阪を初めとする都市部に集中する傾向がございますものですから、すべての司法修習生を希望どおりの実務修習地に配属するというのはなかなか難しいという状況でございます。

ただ、先ほど、希望とあわせて理由も書いてもらいました。その理由で、例えば家族状況ですとか、そういうたる関係で切実な事情のある修習生というものは出てくるわけで、そういう者につきましては、希望する修習地に配属するようになります。

そういうことでありますので、これは正確な統計をとっていないものですからはつきり申し上げにくいんですが、全体的に見た感じでございますが、大半の修習生は第三希望までの実務修習地には配属されているというふうに理解しております。

△鈴田委員 私も統計を持ってないんですね。ただ、全く正反対ですね。私のとつている情報収集と。例えば、初めから、あなたたちは富山だつたね、じゃ、富山とか、あるいは、第六希望まで一応希望は聞かれるんだけれども、そんな若いときに、全国津々浦々転々としていろいろなところを知つてゐるわけじやない修習生が、第六希望まで理由を添えて書けと言われたつて、そう簡単に書けるものじやないとか。そして、最後はやはり、大半は第三希望までかなつてゐるようだという御答弁でしたけれども、私が聞いてゐるのは、大半は希望どおりいかない、希望どおりいくのが非常に少ないんだというのを聞いております。

だから、何が言いたいかといえば、今回、修習生の給費から貸与に変わるとときに、その修習地の選択余地が自分の希望どおりになかなかないといふところの土地で、何かと心細い、そして厳しい修習期間を経なければいけないというときに、本当にすばらしい法曹を育てるときには、國と

よ。 してさらに追いかけるような責任を強いてもいいんでしょうかねという思いもあるわけですが、だから、何もこの修習地の選択について修習生の希望どおりにすれば何かが、どこかすごくよくなるということは決して申し上げませんけれども、やはりこういうことも、今あるいはこれからこの修習生にとって、この貸与に変わるという制度が心の重荷の一つになつてゐるということはぜひ認識をしていていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

について伺つていただきたいと思いますけれども、最高裁判の中のどこがあるいはどのような組織がこの貸し付けを行つていくんでしようか。アウトソーシングの可能性はあるでしようか。伺いたいと思います。

ております。その制度のもとでは、司法修習生に対する給与支給事務を各裁判所の人事課等の部局で行つてはいる、要するに裁判所職員が担当しております。まして、給費制から賃与制に移行した場合は、こうした修習資金の貸与等の事務につきましては、同じようにやつていくのが基本となるうかと思いますが、なお、制度開始後の事務の具体的な内容ですとかそれから事務量等を踏まえながら、これが円滑に進むよう事務処理体制については考えていただきたいと思つております。

○ 鎌田委員 今その支給の事務を行つているところがそのままというこの御答弁でしたけれども、アウトソーシングの可能性はあるんですかと聞いたら、それについてお聞きたいと思つております。

○ 山崎最高裁判所長官代理者 先ほどお答えいたしました通りでございまして、制度開始後、具体的にどの程度の事務になつていくか、事務量になつていくか、そういうものも踏まえた上で、その段階でいろいろ工夫すべきことがあれば工夫するということを考えていくんだらうと思つております。

○ 鎌田委員 アウトソーシングの可能性はと聞い

私の頭が悪過ぎるんでしょうか。全然聞いたことへのお答えとは、だから、そうすると、今の答弁と私の聞いたのをつなげるとすれば、その時点では工夫しなくちゃいけないことが出てくればある可能性もあると。その工夫が、例えば、今やつてある事務のところがそのままやろうと思つたけれども大変な事務量になつてしまつた、ああ、アウツソーシングしなくちゃいけない、ではアウトソーシングして工夫していくことです。

○山崎最高裁判所長官代理者 どういう体制で事務を行なうかということに関してはいろいろな選択肢がありますので、委員御指摘のとおり、アウトラインの非常にうまい方法があれば、それも選択肢の一つとして検討するということだろうかと思います。

○鎌田委員 まだ何も具体的には、そんな深くうなずかないでください。具体的には決まつていな
いなんておかしいでしようと言いたいんだから、
余り深くうなずかれるとちょっと困っちゃうな
ど、ますます私の性格が悪くなるなと思うんで
けれども。

これは、お金をして、ましてや、さつきから
ずっとあるように、税金が元手のものを貸して、
そして返してもらうという新しい仕組みが大々的
にいすればスタートするわけですから、この辺のと
ころは具体的にどうなつてているのかというのをき
ちんと我々はこの国会の法務委員会の場で知つて
おく権利も、あるいは義務もきちんと説明をする
上であると思うんですね。

しかし、それに対して今のようなまたまたあい
まいと言わざるを得ない御答弁でして、またこの
辺もこのくらいしかまだ決まっていないのかとい
う感想を持たざるを得ないんですね。

次に移りますが、先ほど貸し付けの金額、毎月
十八万、二十三万、二十八万 こう段階がある、

二十三を基準にして云々かんぬんありましたけれども、この段階が上に上がつたり何だり止下するやつのその要件というのは具体的に決まつてゐるんじょうか。あるいは最低、最低といふか十八の数字ですね、こことのろは申請があれぱほんと出ちやうのか、この十八についても何か申請が来たら審査するぞみたいな、そういうのはあるんじょうか。

○山崎政府参考人 先ほどお答えいたしましただけ

間の返還期間ということは数字をお示しいただきましたけれども、返還スタート時期まで据置期間の数年間という御答弁がございました。この数年間の数のところの数字をこの際明らかにしていただきたいと思うんですが。

○山崎政府参考人 最終的には最高裁判所の方で決めていくことになると思いますが、現在我々が考えているところでは、三年から五年の据置期間というその範囲で決まっていくことになる

んじやないかなという期待を込めて、次の質問に入りたいと思うんです。

また法案の中で、ちょっとあやふやというかあいまいだなというふうにどうしても感じざるを得ないのがあるんですが、六十七条の二の三項、四項なんですが、やむを得ない理由で猶予することができる、それから全部または一部の返還を免除とか、これらについての、具体的に災害、傷病その他やむを得ない理由により返還が困難と

定するところで、何に基づいて、何の基準に基づいてどうだこうだというのがほとんど決まっていない状態で、いや、これで法案、よくぞお出しになるなというのと、本当にこれからまた大変だなというふうに、お気の毒だなと思うんですけどけれどもね。やはり私はだめだと思うな、ちゃんとそういうのを決まって出していただかないとというふうに思うんです。

それで、先ほど来質問にも上がつていました

れども、二十三三万円と十八万、これはめどでござりますけれども、そのランクについては個人で選んでいただく。だから、二十三三万借りたい人は二十三三万の申請をしていただく、十八万で結構だという人は十八万の申請をしていただければそれを認める」と。

だろうというふうに考えております。
○鎌田委員 関連すると思うんですが、その施行時期はこの法案では十八年ということですけれども、しかし、これもまた委員会冒頭、山崎事務局長、この時期についても柔軟に考えていくこともあり得るような御答弁がございました。そして、開港時期とこの据置期間の数字の兼ね合いといふ

なつたときというふうにあるんですけれども、この辺のところの基準はもうできているのかどうか。何か資料があるのか、あるいは、この認定も、今支給の事務を行つてあるところがそのまま認定もなさるわけですか。

が、任官者の返還免除、これを導入されない仕組みというものはお考えになつてゐるか。いるかいなかでお答えをいただきたい。

それから、将来にわたつて、これが未来永劫こうだといふ、固めていくということは何も要求しているつもりございませんので、状況に応じて議論をしていきながら、変わるべき可能性だつてなきに

○鎌田委員 十八と二十三に關しては申請があれ
ば出しちやうと今おつしやったんですけれども、
そして二十八については御説明いただいたとおり
で、では、十八と二十三については申請があれれば
出しちやうんですね。申請があれば出しちやう。
ここについての要件というのではないんですか。
○山崎政府参考人 要件はございません。借りた
くない人は全く借りなくとも結構でございますの

になつて、不意打ち後出しじやんけんなんて疑念を抱いている人にも解消するようにもうちょっと後にスタートになつて、それで五年間の据置期間があつたりすれば、これはもうまさに本当にこの負担というところも大分軽くなつてこの返還とうものが開始されると思うんです。

三年から五年という数字をお示しいただきましたけれども、やはりこれは五年が妥当ですよね。たゞ、三ヶ月で二年半の間にわたる期間をかけて、どうやって

の関係も、最高裁判所は、一定の事由がある場合に、修習資金の全部または一部の返還を免除することができるということをございますので、最高裁判所において、対象となる方の具体的な事情を踏まえた上で判断していくことになろうと思います。

な免除の点でござりますけれども、これは現在もこれを取り入れなかつたということでございますし、今後ともこの点については、現時点ではですね、そういう点については考えていないというところでございます。

○鎌田委員　はい、わかりました。ああ、そうですか。もっと私は、それこそさつきからあるようすか。税金から出てくるそういうお金なので、十八万にしろ二十三万にしろ要件があつてちやんと、例えば、返せる見込みみたいなものもあるいは、そういう意思の確認だとか、いろいろなことが審査があるのかなと思つたんですが、ないんですね。そうですか。何かちょっと意外でした。

次に伺いますけれども、返還のスタート時期、先ほども質問でありました。それに対しても、十年

○山崎政府参考人 最終的に私が決める権限はございませんけれども、貴重な御意見として承りたいというふうに思います。

○鎌田委員 貴重な御意見と言つていただきましたので、貴重な御意見は貴重な御意見ですからね、局長。でも、局長が決める権限がないと言つたって、やはり局長は局長ですから、五年になる

にお願いしたいんですね。お答えを何か基準を何かでだれが認定していくんですかと聞いたんですね。今の御答弁だと、私が聞いたのには何にも御答弁いただいていないと思うんですよ。まあ、そこまでまだ細かく決まっていないんではないかなと、またそういうふうなずかれるつらいんですけども、そういうふうに思うんです。

やはりこの辺もまだ、法律案にはこういうふうに書いてあっても、そこを認定するところが最高裁だということはわかりました。しかし、その認

高裁判員では、そのままではできないこといろいろあります。いや、いいです、ちょっと待って、時間ないから次に続けて行っちゃうので。

この回収手続なんですかれども、法的な回収手続も想定されるというふうに、先週ちょっとと打ち合わせたときにお聞きをいたしました。返さない人がいたら、それは訴訟手続に持ち込んでいくんだということで、その際には原告・最高裁にならぬのと聞いたら、違います、法務省ですとおつしやつていましましたけれども、それから逆の場合に、私はうつだから仕事がこのくらいしかできません

う申請があったときに、例えば、認定のときに、あなた、うつだといったって、一日三時間ぐらい仕事できるんだつたら仕事できるに入るんだから返せるでしょう、返しなさいというようなやりとりがあつたときに、返還しなくちゃいけない、貸与を受けた元修習生が訴訟に持ち込むことだつてあり得る、十分に想定されると私は思うんですね。

うなった場合、最高裁が御自身で決め
られていますけれども、被告であつてもいいですけれど
いですけれども、そういうことはきちんと想定をされているの
か。それとプラスして、もしそうなった場合には、
もちろん普通の裁判手続を踏んでいかれるわけ
しようから、そういう流れの中で、最終的に最高
裁まで持ち込まれて争われるということも想定さ
れているのか。

○山崎政府参考人　ただいま御指摘ございましたけれども、國が裁判を起こす、それからもらつた方が起こす、両方ござります。そして、最高裁まで行くかということは、これはあり得る話でござります。最終的には最高裁が判断をするということになりますが、司法行政上の問題の判断と裁判の判断というものはこれは分かれておりますので、それは現在でもある問題でござりますので、それと同じに扱うということです。

と思うので、お願いしますね。

本当は、この法的回収手続のところを一番時間をかけてやりたかったんですが、また例によつてここを最後に持つてきただけで時間がなくなつちゃつて、ストレスが私は残るんですねけれども。大臣、ずっとときよりの委員会始まってから、後また続いていきますけれども、それぞれのやりとりを聞きながら、今回の貸与制度に変わるということで、法曹としてスタートする時点で、多かれ少なかれ、少ないという認識をお役所の方はお持ちかもしませんけれども、毎月この程度の返還だしとか思いますが、しかししながら、やはり山崎局長が冒頭おっしゃっていたように、修習期間の間、人間性を磨く、私は、何にもまさる、何にもコントロールされない職務の独立性を担保できる良心というものを徹底して胸に刻み、学ぶ、そういう期間を終えた方々が、やはりその良心を絶対に忘れないで、良質な弁護活動、あるいは良質な法曹として活動していく、活躍していくに当たっては、これは、幾ら法曹といえども人間ですから、そういう仕事をするときに、幾らでもやはり借金というものは少ない方がいいと私は思うんですね。

それで、この法案は、非常に、私の思いを込めて言わせていただければ、そういういた良心を若干なりともゆがめさせてしまうおそれがある法案というふうに感じざるを得ない。新たな負担や新たな借金があふれるということで、一定の利益を上げて、一定の返済というものをしていくかなくちやいけない法曹にとって、若干良心を曲げても利益に走らざるを得ない、そういう弁護活動になつてしまふことだつて、これは大いにあり得ると思うんです。そうなつたときに、良心との兼ね合いというものを感じ配する私は一人なんですね。

ですから、大臣におかれましては、そういうこともぜひ、頭からそんなことないと否定をなさることなく、そういう危険性もあるなという御認識を持つていただきたいと思いますので、先ほど

○山崎政府参考人 先ほどの件は、法律を変えなければできないということになります。

○南野國務大臣 先生の本当に熱意をとうとう述べていただきました。裁判を目指す方も、どのような職業を目指す方も、その人の良心が一番必要だろう、まず人間性であるというふうに思いました。そういう意味では、借錢しているというような感覚よりも、それで勉強した、そしてそれを国に返還するのだというプラス思考で、どうぞ頑張つていただきたいと思つております。

○鎌田委員 ありがとうございました。終わります。

○塩崎委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時四分開議

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。辻惠君。

○辻委員 民主党・無所属クラブの辻惠でございます。

司法修習生の給費制の廃止をめぐる法案について質疑をいたします。

この法案については、三千人体制になる時点での廃止をするんだということで、大枠、与野党の協議が成り立っているやに聞いておりますので、そういう意味では非常にかいのない質疑の時間帯だなという感じは非常にするんですけど、この問題、それで一件落着の問題ではないというふうに私は思います。やはり、その後、見直しも当然なされてしかるべきだと思うし、民主党政権になつた暁には、もう一度これを抜本的に見直すことを行ひ私は先頭に立つてやりたい。だから、そのと

きに山崎事務局長はもとよりいたたいて反面教師になるのか何になるのかわかりませんが、やはり、よくいろいろバックグラウンドも含めて考えてこられているわけですから、御意見も承りながら、建設的な意見を将来またやつていきたいなというふうに思います。

そういう意味で、きょうの質疑につきましては、給費制の廃止をめぐる問題が何が問われているのかということについて、後日のために、しつかりとした議論を残すというつもりでやりたいというふうに思つております。

まず、やはり立法目的、立法事実というところから確認してまいりますけれども、給費制の廃止ということについては、新たな法曹養成制度の整備が多様かつ広範な国民の要請にこたえるべきものであつて、それに基づいて司法修習生の増加ということが現実化して、それに実効的に対応する制度をつくることが必要なんだということが大まかに提案理由で説明されております。

そして、このことを具体的に述べているものだというふうに思いますが、司法制度改革審議会意見書（抜粋）というのが資料の十九ページにあります。が、給費制のあり方については、「新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。」こういうふうに言われているんですね。ですから、新たな法曹養成制度をどのようなものとして制度設計していくこうとするのか、その中で給費制の問題がどう位置づいてくるのかということが問われるわけであります。

この新たな法曹養成制度ということについて、実は、これは資料の中になりましたが、新たな法曹養成制度については、法科大学院制度というのを中心として法科教育や司法修習を位置づけるんだというふうになつていて、どうも新たな法曹養成制度の中心は法科大学院制度だというふうに位置づけられているようになりますし、また、資料を見る限り、そのように思わざるを得ません。

全国でいろいろなところに行つておりますので、その辺のところのある程度均一化も図る必要もございませんし、最後に、そのでき上がりやすいというふうですか、それを試験をして判定する、こういう役割だということです。

○辻委員 私は、先ほど引用しました前沢所長や村松所長代行の発言を見るに、「よき友人、親しき友となり、一団となつて共に疑い、共に求め、共に苦しみ、」云々とありますよ。つまり、一緒に法曹になつていくんだという立場に立つて、ある意味では寝食をともにしながら、人生論も語り合いながら、いろいろな相互の希望についての意見も言い合いながら、本当に、判事になるということでは自分は志望してきたけれども、どのような判断事で、何をしようとするのかという前提を問い合わせるような議論が、この統一修習の集団生活の中で、やはりそこがもう一回新たに検証されざるを得ない。

そういう集団生活の持つ非常に重要な効果といふことがやはり統一修習を支える根幹にあるんだろくと私は思うんですけれども、この理解についてはどのようにお考えですか。

○山崎政府参考人 私、先ほど形式面からちょっとお答えしたわけでござりますけれども、最初に、同じかまの飯を食うということを申し上げましたけれども、まさにそういう中でお互いに議論し、法曹のあり方、人間のあり方、こういうことも大いに議論していただいて、自分の進路を決めしていくということになります。

それから、自分が本来進むべき道以外のところもきつと見て、どういう理由によつてこういうことをやつているのかも理解をしましよう。そういうことで、要するに、人間性を磨く、そういう機会であるということも、これも本当に間違いないところでございますので、職業につく、その職業上の知識の問題と、職業上の倫理、あるいは自分の人生をどうするか、この二つが非常に重要なポイントであるというふうに考えております。したがいまして、修習というのは不可欠なもの

であるというふうに考へておられるわけでございます。

○辻委員 これは資料の二十九ページにあります
が、法曹としての基本的なスキルとマインドを養成することが必要なんだということなんですね。

スキルは、ある意味では技術的な問題であつて、マインドというものは、いかなる法曹として国民のために何をやるのか。判事なり検事になり、また弁護士になるとしても、国民の立場に立つて、マインドというものは、いかなる職責を負う存

在なのかということをしっかりとわきまえるといふことが、このマインドの中の重要な部分だろうと私は思うわけであります。

そのようなときに、このマインドを形成するのは、やはり切磋琢磨であり、同じかまの飯を食つて、寝食を忘れて語り合ったり、けんかも含めて、やり合うなりといふことが非常に重要なだ。だから、そういう意味で、集団教育というか、集団生

活の中での司法修習ということの意味が私は非常に大きなものがあるといふふうに思います。そのこと自体は、山崎局長もそうだと、了とされることが多いことでよろしいんですね。今うなずいておられるから、そのとおりだと思いますが。

○山崎政府参考人 そうだとすると、今回の法曹養成制度の制度設計が、今言つた統一司法修習のある意味で基礎とされるべき集団生活による司法修習ということがどのように保障されているのか、生かされているのかということについて、対比して伺いたいといふふうに思います。

法曹養成制度の中核は法科大学院だ。これは二年ないし三年だということになりますね。司法修習については一年だ。その一年のうち、最初の八カ月は分野別実務修習だ。民裁、刑裁、検察、弁護という四つの分野について二カ月ずつ分野別実務修習を行う。それから次に、選択型の実務修習を行つ。これを二カ月やる。これは法律事務所をベースにして、主体的な選択、設計によって、修習者がどういう修習を行うかを選択するんだ。最後の二カ月が集合修習である。クラス担任制を維持して、集

合修習を最後に行う。

私は、法科大学院は、いわばスキルを習得する助走期として、準備期間として位置づけるというのは、これはこれでいいと思ひますけれども、これは法科大学院というのには、まだ司法試験にも受かってないし、本当に何人が法曹になるかわからないという、ある意味で競争関係の中での教育と、法曹になるんだということを前提とした緊張感ある仲間意識というか、そういう、法曹として出発した後での教育、お互いの切磋琢磨とは意味が違つてくるというふうに思ひますね。

先ほどから繰り返し確認させていただいてる戦後の司法修習というのは、やはり法曹になるとそれが前提となつて、その上で、判検弁、それぞれ巣立つて、それまでの司法修習期間をとどめにするという、これが重要なであつて、今言われている法科大学院というのは、そういう意味では、法曹になるかならないかわからない人を含めた、ある意味で技術的な習得のレベルにとどまるものであると私は思ひざるを得ない。

では、今の統一司法修習のかぎとなる集団的な学習ということが新司法修習制度ではどのように保障されているかというと、最初の八カ月は分野別の実務修習であつて、次の二カ月は選択型の実務修習であつて、最後の二カ月だけが担任制で集団生活が保障される前期修習、後期修習、合わせて八カ月の中で切磋琢磨をしてきた、それが最後の二カ月に縮められているわけですね。

しかも、それは二回試験の直前なわけだから、お互いに寝食を忘れて夜まで語り合つなんといふことの余裕がない時期なんですよ、最後の二カ月といふことは、とすると、同じかまの飯を食うという仲間意識を培うような制度状況になつたけれども、これについてはどう説明されますか。

○山崎政府参考人 まず、さつき私申し上げまし

たけれども、前期修習は実務修習に行く前提を教えているわけでございます。いわば要件事実教育をしているわけでござりますけれども、これは法科大学院の方でお願いをするということで、まずそこをカットしているわけでございます。あと、実務修習とそれから後期修習、これについては残つてゐるわけでござりますが、時間的には少なくなるというのは、御指摘のとおりでございま

す。それで、では、その時間的な中でできないのかということでござりますけれども、それは私はやはり方によつてはできるだらうと思つておりますし、例えは実務修習を行つて、その同じグループの人間は複数いるわけでござりますから、そういう中で、いろいろ議論をし切磋琢磨をするといふことは十分に可能でござります。それから、選択修習の中でもそれはできるわけでござります。そういう意味で、時間的には短縮にはなりますけれども、それはできるということでこういう案を考えているわけでございます。

それから、もう一点だけ。これから三千人にふやしていくわけでござりますけれども、そういう体制を考えた場合に、修習生が同じところに二期分ダブルということがあります、これは、ちょっと受け入れの方として、現実問題として極めて難しくなる、こういう制約も当然あるということをお考へいただきたいといふふうに思つております。

〔田村(憲)委員長代理退席、委員長着席〕
○辻委員 簡単に、ちょっと法科大学院の現状について御質問しておきたいと思ひますけれども、法科大学院のカリキュラム設定について、これは統一修習制度ということを念頭に置いて設定されているんですか、そうではないんですか。どうなんでしょう、文科省。

○石川政府参考人 法科大学院のカリキュラムについてのお尋ねでござりますけれども、法科大学院におきましては、法理論教育を中心といたしまして、実務教育の導入部分もあわせて実施をするという考え方のもとに、その教育課程の編成に当

もつとしっかりと議論しなければいけないというふうに思います。

三千人制度が正しいのかということについて私は異論を持つてはいるし、また、司法試験の受験回数を三回に制限するなんて、これはとんでもない悪法、悪制度であるというふうに思います。やはり、それは就業の機会を奪うものであって、職業選択の自由に反するのではないかというぐらいため私は思います。

河井：三国に制限する必要があるつか。ムリ三四回

いうのをくぐり抜けて、それを成長の糧とし、その中でさらに経験を積んで初めて一人前の医者になれるんだ。こういうふうに日野原先生はおっしゃった。

まさにそのとおりだと僕は思いましたし、それは法曹も同じだと思うんですね。

質問通告に法匪というような言葉を書かせていただいて、聞きなれない言葉だと思われたかもしれないけれども、法律の条文をしやすく定規に当てはめて、それで事足りりという、そういう血も涙もない法曹が育つていつてはならないんですよね。

これから社会がより多様化していく、価値観

するんですね。回り道をした人の方が味があるかもしれない、絶対そうと思うんですよ。だから、三回に限るというのは、回り道をしない均質な法曹をとにかくつくり出せばいいんだという、そういう法曹養成についての国家の一つの判断ということがあらわれているわけですね。これは、私は間違っている。

院長が公述人に来られて、私は質疑をさせていた
だいたんできれども、これは憲法九条の問題
に関連してだつたんですが、日野原先生がおつ
しやつたのは、要するに、日本で徴兵制度がない
んだから、若者はその徴兵制度一年か二年にかえ
て、海外にボランティアに行くとか、社会のいろ
いろなところに出かけていかなきゃいけないとい
うのをやはり義務的にすべきなんだ。自分は医者
でずっと長年やつてきたけれども、二十二や二十
三のお医者さんが本当に患者さんの気持ちをわ
かって、会話が成立するような成熟した大人とし
て成長しているかといったら、疑問だ。まだまだ
そんな若造が、本当に生死の境を、不安を持つて
おられる患者さんに対して、医者としてちゃんと
物を言えるか、会話が成立するのか、その人の氣
持ちがわかるのか。そういう意味では、まだまだ
ひよっこで、大人ではないんだ。だから、いろいろ
な社会経験、ボランティア制度で、やはりそ

いうのをくぐり抜けて、それを成長の糧として、その中でさらに経験を積んで初めて一人前のお医者になれるんだ。こういうふうに日野原先生はおっしゃった。

まさにそのとおりだと僕は思いましたし、それは法曹も同じだと思うんですよ。

質問通告に法匪というような言葉を書かせていただいて、聞きなれない言葉だと思われたかもしれませんけれども、法律の条文をしゃくし定規に当てはめて、それで事足りりという、そういう血も涙もない法曹が育つていつてはならないんですね。

これから社会がより多様化していく、価値観も多様化し、いろいろな非常に複雑な矛盾もふえていくんだろう。その中で、交通整理をしていくというのが法曹の役割だし、検事も単純に訴追意識だけを、また厳罰化を求められればそれだけで社会が安定するというわけでもないですから、バランスのある総合的な、人間として熟した法曹として、やはりそれぞれの立場で尽くしていくべきだというふうに思うわけであります。

だから、そういうような法曹を養成していくに当たって、法曹教育というのは物すごく重要だし、そのときに集団で修習をするという、先ほど山崎局長言わされたけれども、前期修習の役割というのは、スキルを覚える初步的な段階だということに尽きるのではなくて、もっと重要なのは、やはり同じ法曹としてかまの飯を食つて未来を語り合う、寢食を忘れて語り合う、いろいろ切磋琢磨するということの方がより重要な前期修習の意味なんですよ。だから、木を見て森を見ない発言なんですよね。

スキルの修習は二次的、三次的で、またそれぞれもと機会もあるし、それはやらなければいけないことですけれども、より前提的には、いかなる法曹になるのか、そのための、一人ではやはりそれは解決しない、いろいろな意見が世の中にはあって、いろいろな生き方がある、人生があるということを人から学び知っていくという、そういう

う集団生活の持つ重要さということをやはり本当にちゃんと位置づけてもらいたいなと。それが欠落しているんですよ、今回の一年間の司法修習制度は。だから、本当に根本的な意味のところで統一修習制度の根幹を欠落させている、そういう制度設計になつているというふうに思われるを得ない。

だから、その点は絶対改善すべきだ。今国会のこの法案で改善という話にならないというふうに思いますが、やはり法曹養成制度をもう一回見直しますが、やっぱり法曹養成制度をもう一回見直して、しつかりとした議論をしていく必要があるというふうに改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それで、今の点とも関連するんですが、選択型の実務修習というのは、個人の主体的な選択と設計によってというふうに書かれていますが、先ほどの日野原先生の言をまつまでもなく、法科大学院を出て司法試験に受かつて八ヶ月の分野別実務修習が終わった、ある意味ではまだ大人として成熟して、なる多習生が主体内にやるなんていって、

う集団生活の持つ重要さということをやはり本當にちゃんと位置づけてもらいたいなと。それが欠落しているんですよ、今回の一年間の司法修習制度は。だから、本当に根本的な意味のところで統一修習制度の根幹を欠落させている、そういう制度設計になつてているというふうに思わざるを得ない。

だから、その点は絶対改善すべきだ。今国会のこの法案で改善という話にならないというふうに思いますが、やはり法曹養成制度をもう一回見直して、しっかりとした議論をしていく必要があるというふうに改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それで、今の点とも関連するんですが、選択型の実務修習というのは、個人の主体的な選択と設計によってというふうに書かれていますが、先ほどの日野原先生の言をまつまでもなく、法科大学院を出て司法試験に受かつて八ヶ月の分野別実務修習が終わった、ある意味ではまだ大人として成熟していない修習生が主体的にやるなんていうことは、別にその人たちの人格をおしめる意味ではなくて、やはり難しいというふうに思うんですね。

そうなると、今人気のある渉外事務所だとか企業法務だとか、おのすとそういう方に流れてしまうということがあるわけですよ。だから、バランスのある修習制度をやはり国側でちゃんと制度設計すべきだ。そういう意味では、主体的ないうことでお任せにするという分野別実務修習はやはり再検討されるべきだというふうに思いますけれども、この点はいかがですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習を所管しております最高裁判所からお答えしたいと思います。先ほど来委員の御指摘のありますとおり、私もとしては、質の高い多様な人材を法曹として育てていきたいというふうに考えておるわけでござります。そういったことから、選択型実務修習というのも意義があるのではないかというふうに

これは司法修習委員会というところで議論していただきまして、そういう提言をいただいているわけでございますので、私どもそういうことで運用していきたいというふうに思つております。

選択型実務修習、もう御存じかも知れませんが、修習生の進路ですかと問題意識ですか、その前提として行われました分野別実務修習での実績、関心に応じてそれを選択していくという形のものでございます。考えておりますのは、実務修習会がいろいろ多様なメニューを準備いたしまして、それから選んでもらうということを考えておりますので、そういう意味では、一応分野別実務修習を自分でやつたその経験に照らして選択していく、こういうことにならうかと思います。

そういうことで、適切な選択あるいは修習をやつてもらえるというふうに思いますし、もしそういう何か極端な方に流れるようございましたら、そこは実務修習会の指導担当者が適宜アドバイスし、あるいは指導し、適切に行われるようになっていく、そういうイメージを持つております。

○辻委員 最高裁に伺いますけれども、集合修習ということの持つ意義というか、私なりの意見をさつきから述べているつもりなんですよね。

これについては、一九七〇年代に腐つたりソング論というのがあつて、一つ腐つたりソングがまじると周りがどんどん腐つっていく、法曹養成の司法修習で、変な思想とか変な腐つたりソング的な修習生が一人入つてくると、周りもそれに侵されてどんどんどんどん悪くなつていく、本来求めている修習生、卒業生が得られなくなるんだというような議論が研修所で結構なされたと思ひますけれども、その議論についてどのようにお考えなのか、それと集合修習との関係についてどのようにお考えなのか、最高裁の意見を伺いたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほどもお答えいたしましたが、私ども、あるいは司法研修所といつてしましては、社会全体のニーズがいろいろ多様化していく、そういう状況のもとで、やはり質の高い、しかも多様な人材、こういうものを法曹と

して輩出しなければならない、そういう意識を持つておりますので、委員が御指摘になられましたように、ある種均質のものをつくっていく、そういう考え方は全くとつておりません。

そういうことでござりますので、できるだけ多様な法曹ができるよう、今後とも努力していくと思つております。

○辻委員 当時は七〇年代ですから、宮本判事補の再任拒否とか阪口修習生の罷免問題とかいろいろ、青法協問題ということで、当時は長沼ナイキ基地訴訟の問題で、司法行政からのいろいろ容喙があつたんじやないかというようなことも指摘されて、司法が論議がまびすしかった時代だと思つます。

そのとき、集合修習ということについて、余り長い期間、人生経験が豊富なのかどうかわからぬけれども、青年の真っ当な、普通に育つべきこといろいろ思想的に影響を与えたる、社会をもつと知らなければいけないというようなことで、いろいろそういう影響を受けては本来の修習は成り立たないんだというようなことを最高裁、司法研修所当局は言つてはいたと思うんですけども、その点については反省をしているんですか、今。

○山崎最高裁判所長官代理者 集合修習との関係でのお尋ねであろうと思ひます。

先ほど来委員も御指摘になつておられるところ、修習においては、基本的な法曹としてのスキルとともにマインドというものを養成しなきやいけない。そういう意味で、集合修習の持つ意味、これは重要なものがありますし、委員の御指摘のとおりのところだろうと思ひます。

ただ、法曹としての倫理ですか使命感、そういったいわゆるマインドの部分というのは、言ってみれば集合修習で築かれる部分もござりますが、同時に、修習全体、先ほど来ております分野別修習ですか選択型修習を通じても身につけていくべきものだというふうに思つておりますので、そういう位置づけで考えていきたいと思つて

おります。

したがいまして、集合修習というのは、スキルの面から見ますと、体系的に汎用的なスキルを身につける非常に重要な部分であろうと思いま

すが、限られた一年という期間の中でどれぐらいそこでございまして、先ほど申し上げました最高裁判所の司法修習委員会のところで議論していくだけで提案をいただいておりますので、そういうものでございませんかというのと、これは制度設計の問題でございまして、先ほど申し上げました最高裁判所の司法修習委員会のところで議論していくだけに思つております。

○辻委員 私は、集合修習は、スキルにとつても重要なかもしれないけれども、マインドの形成にとってより重要なことを言つているんですよ。その点、ちゃんと理解して御発言いただきたいなというふうに思ひます。

時間の関係もありますから、やはり法曹養成制度をもつと、受験資格を三回に限るとか、非常にいろいろな、多様な方向性から法曹を求めることができる、法曹の給源が多様な、日本人に限らず、在日の方々も法曹になれるということになつていいわけですね。ですから、そういう多様な給源を求めていく。

だから、何か一つのルートを通らなければ法曹になれないという法曹養成の給源を狭めるやり方は、やはりこれは、日本が今後より多様な社会を

形成していくに当たって、多様な給源から法曹になられた方々が法曹になつていかなければ対応できないという面が非常によりふえるわけでありま

して、私は、そういう意味での法曹養成制度をも

う一回見直すべき点が非常にあるんじやないかといふふうに思うことを申し上げておきたいと思ひます。これは、改めて見直したときの論議として

いものはいい、だめなものはだめということにならぬかもしれませんけれども、そういう中でいろいろ議論が起るということは否定はできないとい

うことでございますが、私どもとして、それは将

来えるということを考えておきたいと思います。

○辻委員 提案側の最もオピニオニーダーであ

り責任者である山崎局長の個人的な見解とし

て伺いたいと思いますが、仮にこれが貸与制になつた場合に、判検事志望者と弁護士志望者で区別を設けることが妥当だというふうに局長はお考

えなんですか、そういう意思是毛頭ないというふうにお考えなんですか、どつちなんですか。

に、法曹養成制度がいかなるもののかというこの議論がまだ本当に熟していない、その中で給費制の廃止だけが急がれようとしているというこ

とは、やはりこれもまた問題がある。法務省なり、推進本部、それは十一月いっぱいで存在がなくな

るからお急ぎなのかもしれないけれども、余りにも拙速的過ぎるというふうに思います。そのことを申し上げておきます。

貸与制だということになつておりますけれども、この貸与制をめぐつては、正式な文書としては、提案者としては、任官者の免除については、これは将来認める余地があるというふうにお考えせんけれども、法曹養成の検討会ではその種の議論もなされたというふうに思つておりますけれども、この貸与制をめぐつては、任官者の免除については、任官者の免除というような話は出てきておりま

すが、それではないのか、その点はどうなんですか。

貸与制だということになつておりますけれども、この貸与制をめぐつては、任官者の免除については、任官者の免除というような話は出てきておりま

すが、それではないのか、その点はどうなんですか。

貸与制だということではなくて、やはり社会を支えていく公益的な存在でもある、そういう職責も弁護士は同時に持つていてるんだということについて、これは弁護士の側ももつと努力をしなければいけない、自戒してそういうようなことをしていかなければいけないというふうに思ひますけれども、やはりその点はしっかりと申し上げておきたいと思ひます。

律の規定を設けていますよ、これは逆に喜ばしい方法の制度になつてゐるのではないかなどというふうに思います。

その制度、この改革が実現した暁には、うんとうんと立派な、質量ともに兼ね備えた弁護士さんたちが国民の方々のニーズにこたえていただけだと思います。そして、それは都市だけではなく、地方にも僻地にも頼りたい弁護士さん、国民はそう思つておりますので、どうぞ、人間性をプラスしながら、弁護士の専門性という問題に切磋琢磨して育つていただく方が養成されるべきであると思つております。

以上でございます。

○辻委員 最後に、大臣にもう一、二点伺います。が、今までの議論をお聞きになつていて、大臣としてのお考えというのを伺いたいと思いますが、今までの議論をお聞きになつていて、大臣と

司法修習制度については統一修習制度を維持すべきであつて、分離修習などは考るべきではないのかどうなのか、この点が一つ。

それからもう一点は、給費制について、判検事

希望者と弁護士希望者で区別をして、判検事だけを免除にするというようなことを考るべきでない」と考えるのかどうなのか、この二点について。

○南野国務大臣 第一問の点でございますが、やはり統一と、先生がおつしやつているように、同

じままの飯を食べながら、ともに論議をして、そ

してどういう問題だということを検討していく、

それは、弁護士に限らず、医師でも看護師

でも、専門性であるという以上、私はそのような

教育をしてほしいなというふうに思つておりますが、弁護士の方は特に国民の期待が大きいと思つております。

それから、先ほどの給費の問題についても、裁判官、判事、それからもう一つは弁護士の方々についても、それはみんな同じでなければいけないというふうに思つております。

○辻委員 どうも時間がいっぱいになりました。最後に、山崎潮事務局長、百五十九回通常国会のときから、大先輩でありながら失礼なことともい

ろいろ申し上げ、これは役目としてやつてないということで御理解いただき、これからまたいろいろな場面でいろいろお知恵なり御助言いただきとになると思つますから、よろしくお願ひします。御苦労さまでした。

○南野国務大臣 先ほど申し上げたのは、裁判官、検察官、弁護士でございます。

○辻委員 はい。それで訂正していただいている以上です。

○塩崎委員長 次に、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際 お詫びいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として総務省総合通信基盤局電気通信事業部長江畠正邦君、総務省総合通信基盤局電波部長竹田義行君、法務省大臣官房司法法制部長寺田逸郎君、法務省刑事局長大林宏君、法務省入国管理局長三浦正晴君、厚生労働省大臣官房審議官北井久美子君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○塩崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林千代美君。

○小林(千)委員 民主党の小林千代美です。

正というものが行わされました。日本の難民政策については国連の難民高等弁務官の方からいろいろと指摘があるところでございまして、積極的に取り組まなければいけない

正というものが行わされました。日本の難民政策については国連の難民高等弁務官の方からいろいろと指摘があるところでございまして、積極的に取り組まなければいけない、こうすることを言わ

れているわけなんです。

しかし、今回のこの通常国会での法改正、例えば六十日ルール、これが六ヶ月になりました。あれと、今まで法務大臣がその裁判権を持つていらっしゃったんですけれども、そこに難民審査参与員というグループができまして、その諮問といふものもできただけでございます。まあ、一定の前進かとは思いますが、それでも、指摘があるような、積極的な難民政策への取り組みといふものにはまだ足りない点が多いのではないかなどいうふうに私は感じているところがあります。

○塩崎委員長 国際情勢も変化しております、流出している難民の数というのもふえてきているところでありますし、日本でも難民の認定申請数というものは、ここ数年、ウナギ登りの状況になつております。

UNHCRの前弁務官でした緒方貞子さん、この方も日本に対しまして指摘をしているところでございまして、例えば、日本が単一民族の島国で

あるということはあくまでも錯覚であり、人物情報などが広く行き交うグローバル化した今日の世界においては到底維持し続けられない、私たち

は、島国根性や外国人に対する偏見や差別といふものを打ち捨てて、外の世界の問題を自分たちの問題としてとらえる必要があるというふうに指摘をされているところでございます。

また、南野大臣が法務大臣として御就任をされまして、以前にも質問をさせていただきましたけれども、大臣が今まで人権擁護といった分野で大変活躍をされていらっしゃった。御自身のお考えの中でも、少数の異質な人々にも寛容である社会、多様な生き方やあり方というものを認めるよう社会を築いていくことが重要であるというふうな社会を築いていくことですけれども、と

ぜひ大臣にお伺いをしたいんですけども、と

法務委員会でも、ことしの三月でしたか、東京入管の方に視察に我々は行つてまいりました。そのときに局長から御説明をいたいたわけなんですねけれども、申請者の国籍別内訳というのが、これ

は平成十五年度で、一位がビルマ、ミャンマーで、二位がトルコ、三位がイランだと

いうことに昨年はなつてゐるということでした。

ミャンマーからの認定申請というものは、前年

より大変大きくふえていてるんですね。データを見ますと、以前からミャンマーというのは、これは

法務省からいたいたした資料なんですねけれども、こ

いただきます。

○南野国務大臣 本当に難民という問題についていろいろなことを検討していかなければならぬことはいろいろな課題もそこにござりますけれども、我が国は、昭和五十六年、難民条約に加盟いたしております。それに伴いまして、難民認定制度を設けて、その後二十年以上にわたり、国際的な取り決めである難民条約等にのつとり、個別に審査の上、難民と認定すべきは認定してまいりました。

今後とも、政治的迫害等から逃れ、庇護を求める方々を迅速かつ確実に難民として認定し、さらにはそれを保護するという姿勢で臨んでいく、人類愛というところに根差すことは変わりございません。

○小林(千)委員 確かに、日本は四方を海で囲まれておりまして、そういう条件もあるかもしれません。また、使われている言語も、日本語という世界じゅうでは余り使われていない言葉。そういう言いわけはもう通用しないと思うんですよ。依然として認定率というものは大変低い。数%、平成十五年の数字ですと三・二%だそうです。こういったところを改善していかなければ、国際社会の中で人類愛を持って貢献をするというのはなかなか難しいのではないかというふうに思つてゐるところです。

法務委員会でも、ことしの三月でしたか、東京入管の方に視察に我々は行つてまいりました。そのときに局長から御説明をいたいたわけなんですねけれども、申請者の国籍別内訳というのが、これは